

「第2回医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」への意見（文書発言）

2009. 3. 12

全国消費者団体連絡会

事務局長 阿南 久

都合により、第2回検討会に出席できませんので、文書で意見提出します。

1) 検討会のミッションについて

- * 医薬品のリスクについての消費者の知識は十分ではありません。安全性を最優先し、医薬品は専門家の助言を受けながら選択し購入すべきです。
- * こうした基本姿勢に立つとき、薬局等での現在の医薬品の販売方法については、様々な課題があり、今回の薬事法改正でルールが見直されることを評価しています。
- * 本検討会は、新販売制度が6月から円滑に施行されるように設けられたものであり、販売事業者への周知徹底と、消費者に対する理解促進のための効果的方策を検討することがミッションとなると考えます。
- * よって、すでに検討され結論が出されている「ネット販売」規制について、今ここで蒸し返しの検討を行うことは適当ではないと考えます。

2) 議題について

- * 議題として①薬局・店舗等では医薬品の購入が困難な場合の対応方策、②インターネット等を通じた医薬品販売の在り方、が掲げられています。
- * ①では、具体的にどういう人がどういうふうに困っているのかという事例が、検討会ではまだ明確に示されていません。「安全性」を優先する観点に立って、具体的な事例を検討し、説明し、理解してもらうための対策を立てる必要があります。
- * 改正薬事法のルールに則って、この購入困難者問題の解決はできないのかをまず第一に検討すべきです。
- * またその対策として、たとえ「ネット販売」が認められたとしても、購入困難者に対しては、その地域のネット環境の整備状況の問題や、デジタルデバイド、情報リテラシーといった問題があり、100%の問題解決にはつながらないことを認識する必要があります。
- * 問題提起されている伝統薬の問題についても、改正薬事法のルールに則って解決策を検討すべきです。
- * ②については、ネット販売業者の信頼性の問題、ネット販売利用後に起こる解約や商品未着の問題、効能・効果に関する問題など、現在のネット社会で発生しているのと同様の問題についての十分な検討が必要であり、本検討会とは別の場が必要であると考えます。

3) ネット販売規制反対の署名について

- * 今回のネット販売の是非についての議論の中で、消費者の利便性が論じられ、楽天などは、多数のネット規制反対の署名が寄せられているとしています。
- * しかし、これらは、楽天などが多数の会員宛に一方的な情報提供をし、ログイン状態でクリックすれば、簡単に署名ができるという大きな問題を含んだ手法により集められたものです。

- * 今回の署名を呼びかける文章の中で、一般用医薬品とはいえ、リスクがあることを十分説明されたでしょうか。また、今回の薬事法改正では、薬のリスク分類で、1類・2類の通信販売が規制されることになったことが、多くの皆さんに理解された上での署名だったでしょうか。
- * 中では、「外出が困難」な人として「妊婦」があげられていますが、通常「妊婦」の医薬品利用は、特に慎重でなければなりません。「妊婦」以外でも特別の注意を払わなければならない人は多くいます。このような利便性を優先して強調した署名の取り方は問題です。中止すべきであると考えます。
- * 署名の呼びかけの初期段階では、署名は取り消せないことになっていました。その時期に署名をしてしまったが、今は取り消したいという考えの人もあります。署名取り消しが可能になったことを広報しなくてもよいのでしょうか。

4) 医薬品の「ネット販売」について

- * 消費者はネット上では、正規の薬局と非正規のものとの見分けは容易にはできません。もちろん、届出済み薬局であることが、100パーセントの安全の担保になるわけではありませんが、そもそも、ネット上の薬局に届出済みの薬局と、違法販売サイト・個人輸入サイトがあることやネットで買える医薬品にリスクがあることを認識していない消費者には、店舗の安全性を確認しようという意思是働きにくいのではないのでしょうか。
- * ネット通販の問題点は、匿名性と雲隠れであり、どのような制限をかけても、翌日には変更されてしまい、証拠が残りません。たとえ広告表示（サイトのありよう）に規制をかけても、『安全性』をどう担保するか、その実効性は薄いと考えます。
- * 有象無象のサイト業者が、業法違反をサイト上で行っていても、その告発、被害の拡大防止、損害賠償などは、警察の動きを抜きにして対処が困難な問題になります。
- * また、ネットの店舗に記録されていく、たくさんの個人情報の扱いについても丁寧な議論が必要です。

5) 様々な相談と消費者団体の意見

- * 医薬品のネット購入に関しては、以下のような様々な消費者相談が寄せられます。対面販売を基本にすべきです。
 - ・ インターネットで検索して探した薬局にメールで相談後、勧められた漢方薬を購入した。届いた薬の箱を確認したところ、求めていた効果の薬ではない。返品したい。
 - ・ インターネットで医薬品を注文したが、商品が届かない。カード決済で購入したので引き落としを止めたいが、販売店にメールを送っても対応されない。
 - ・ 以前に薬局で購入したことがある漢方薬をインターネットで購入した。飲んでみると以前と味が違う気がする。同じ商品かどうか不安だ。
 - ・ インターネットの広告を見て漢方薬を購入し、飲んだところ胃がムカムカしたので返品を申し出たが交換以外は応じないと言われた。
- * 消費者団体の全国組織及び東京都の消費者団体は、それぞれの組織内できちんと議論し、機関決定をして、「一般用医薬品のインターネット販売の規制を求める」取り組みに参加しています。そして厚生労働大臣宛の要望書では8団体だったものが、消費者行政推進担当大臣宛では10団体に増えています。
- * 全国消団連では、今後も、全国の会員組織に呼びかけ、運動を広げていくとともに、政府や国会議員への働きかけを行っていく所存です。